

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正について（通知）

今般、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するため、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正を行いました。

今般の規則改正は、東北地方太平洋沖地震に起因して生じた東京電力福島第一原子力発電所の事象に対し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するため、特にやむを得ない緊急の措置として行うものであることから、その趣旨を十分に理解し、下記の事項を踏まえ、職員の安全管理に係る運用を徹底してください。

記

- 1 本規則の適用対象となる区域は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第8項に規定する緊急事態応急対策実施区域に指定された地域内であること。
- 2 本規則の施行日は平成23年3月17日であるが、本規則の適用に当たっては、原子力緊急事態宣言がなされた日から原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間における緊急作業で被ばくした線量について通算すること。
- 3 本規則の「特にやむを得ない緊急の場合」とは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合をいうこと。
- 4 上記1の区域で、上記3の作業を行う職員に対しては、放射線検出器を用いて、安全管理を徹底すること。

以 上